

○新潟県中東福祉事務組合契約事務規則

平成 17 年 9 月 1 日組合規則第 5 号

改正

平成 18 年 1 月 1 日組合規則第 17 号

平成 29 年 3 月 31 日組合規則第 7 号

(通則)

第 1 条 組合が締結する売買、賃借、請負その他の契約に関する事務については、法令その他別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(準用規定)

第 2 条 五泉市契約事務規則(平成 18 年五泉市規則第 49 号)の規定をこの組合の規則として準用して適用する。この場合において同規則中、「市」とあるを「組合」に「市長」とあるを「管理者」に「課長」及び「財政課長」とあるを「事務局長」にそれぞれ読み替えるものとする。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行し、平成 14 年 4 月 1 日から適用する。

2 この規則の施行前に、行われた入札、契約その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた入札、契約その他の行為とみなす。

附 則(平成 18 年 1 月 1 日組合規則第 17 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 31 日組合規則第 7 号)

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。